

## 公益社団法人日本獣医学会定款施行細則（抜粋）

### 第9章 表 彰

（表彰の種類）

第34条 定款第4条第1項の規定に基づいて、獣医学会に、越智賞、越智特別賞、日本獣医学会賞、獣医学奨励賞、JVMS優秀論文賞、学術集会優秀発表賞、Good Reviewer賞 及びその他の賞を設ける。

（越智賞）

第35条 越智賞は、獣医学の学術研究あるいは教育の振興に顕著な功績をおさめた会員に対し授与する。

- 2 越智賞の授賞は原則として毎年1件とし、賞状と副賞を贈る。
- 3 越智賞の受賞者は、受賞年度内に開催される学術集会において、越智賞受賞記念講演を行う。

（越智賞受賞者の決定）

第36条 越智賞受賞者の決定は、第25条第1項第6号に規定する越智賞受賞候補者選考委員会（以下、越智賞選考委員会という。）において、次の各号に基づいて行われる。

- (1) 越智賞選考委員会の委員は5名とし、名誉会員および正会員のうちから理事長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (3) 委員の互選により、委員長を置く。
- (4) 委員長は、越智賞選考委員会を主査し、毎年5月末日までに、受賞候補者を理事長に対して推薦する。
- (5) 理事長は、理事会に諮り、受賞者を決定する。

（越智特別賞）

第37条 越智特別賞は、獣医学の振興に特に功績のあった者に対して授与する。

- 2 越智特別賞は、獣医学会の会員以外の者に対しても授与することができる。
- 3 越智特別賞受賞候補者は、理事会が発議し、評議委員会の議を経て決定する。
- 4 越智特別賞の受賞者には、賞状と副賞を贈る。

(日本獣医学会賞)

第38条 日本獣医学会賞は、獣医学の領域において、顕著な研究業績をあげた正会員に対し1回に限り授与する。

2 日本獣医学会賞の受賞資格は、前項に規定するもののほか、受賞年度において満50歳以下とする。

3 日本獣医学会賞の授賞対象業績は、会誌に発表されたものとする。ただし、本学会に口頭発表され他の学術誌に発表された業績も考慮することができる。

4 日本獣医学会賞の授賞件数は、原則として毎年2件以内とし、受賞年度内に開催される学術集会において、賞状と副賞を贈る。

5 日本獣医学会賞の受賞者は、受賞年度内に開催される学術集会において、日本獣医学会賞受賞記念講演を行う。

(日本獣医学会賞受賞候補者の推薦)

第39条 日本獣医学会賞受賞候補者の推薦は、正会員3名の連名推薦によるものとする。

2 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年2月末日までに、候補者の所属、氏名、受賞対象課題を明記し、推薦者3名の署名捺印を付した推薦書2通を理事長に提出するものとする。

3 前項の推薦書には、推薦理由書(1,000字以内)及び候補者の略歴、主な研究業績一覧を添付するものとする。

(日本獣医学会賞受賞候補者の選考)

第40条 日本獣医学会賞受賞候補者の選考は、第25条第1項第7号に規定する日本獣医学会賞受賞候補者選考委員会(以下「学会賞選考委員会」という。)において、次の各号に基づいて行われる。

(1) 学会賞選考委員会は、専門部会から推薦された各3名(専門部会長又はこれにかわる者1名を含む。)、計12名の委員によって構成される。

(2) 受賞候補者の推薦者は、学会賞選考委員会の委員となることはできない。

(3) 委員の互選により、委員長として互選された者は、学会賞選考委員会の運営を統括する。

(4) 学会賞選考委員会は、受賞候補者の推薦者に対し、推薦理由について説明を求めることができる。

(5) 別に定める選考方法に基づいて、委員の投票により、受賞候補者を選考する。

(6) 委員長は、選考結果を文書で理事長に報告する。

(7) 委員の任期は1年以内とし、当該年度における選考委員会の終了をもって、任期満了とす

る。

(日本獣医学会賞受賞者の決定)

第41条 理事長は、学会賞選考委員会委員長からの選考結果に関する報告を受け、理事会において受賞者を決定する。

(獣医学奨励賞)

第42条 獣医学奨励賞は、獣医学の進歩に寄与する優れた研究を行い、なお将来の発展を期待し得る正会員及び学生会員に対し1回に限り授与する。

2 獣医学奨励賞の受賞対象者は前項に規定するもののほか、応募申請年の4月1日において37歳の誕生日に達しない者とする。

3 獣医学奨励賞の授賞件数は、毎年4件以内とし、授賞年度内に開催される学術集会において、賞状と副賞を贈る。

4 獣医学奨励賞の受賞者は、受賞年度内に開催される学術集会において、獣医学奨励賞受賞記念講演を行う。

(獣医学奨励賞への応募)

第43条 獣医学奨励賞の受賞を希望する対象会員は、毎年2月末日までに、所属専門部会名、最終学歴、会員歴、受賞希望研究課題名および内容の要旨(2,000字以内)等を記載した申請書を理事長に提出するものとする。

(獣医学奨励賞受賞候補者の選考)

第44条 第25条第1項第8号に規定する獣医学奨励賞授賞候補者選考委員会(以下「奨励賞選考委員会」という。)において、次の各号に基づいて行われる。

(1) 奨励賞選考委員及び委員長は、原則として日本獣医学会賞選考委員会委員及び委員長と同一の者とする。

(2) 委員長は、奨励賞選考委員会の運営を統括する。

(3) 別に定める選考方法に基づいて、委員の投票により、受賞候補者を選考する。

(4) 委員長は、選考結果を文書で理事長に報告する。

(5) 委員の任期は1年以内とし、当該年度における選考委員会の終了をもって、任期満了とする。

(獣医学奨励賞受賞者の決定)

第45条 理事長は、奨励賞選考委員会委員長からの選考結果に関する報告を受け、理事会において受賞者を決定する。

(JVMS優秀論文賞)

第46条 会誌に掲載された論文でとくに優れたものに対し、JVMS優秀論文賞（以下、優秀論文賞という。）を授与する。

- 2 優秀論文賞の表彰は巻（年）ごとに行う。
- 3 優秀論文賞の授賞は専門部会別に各0～2，合計0～8報以内とし、学術集会開催期間中に賞状と副賞を贈る。
- 4 受賞対象者は当該論文の著者全員とする。

(JVMS優秀論文賞受賞候補選考委員会)

第47条 第25条第1項第9号に規定するJVMS優秀論文賞受賞候補選考委員会（以下、優秀論文賞選考委員会という。）は、理事会の承認を経て、優秀論文賞選考委員会の委員長が選任する委員により構成される。

- 2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、優秀論文賞選考委員会の運営を統括する。
- 4 委員の任期は1年以内とし、当該年度における優秀論文賞の授賞をもって、任期満了とする。
- 5 選考の方法は別に定める。

(JVMS優秀論文賞の決定)

第48条 優秀論文賞選考委員会委員長は選考結果を理事長に報告し、理事会にて優秀論文賞を決定する。

(学術集会優秀発表賞)

第49条 学術集会優秀発表賞（以下、優秀発表賞 という）は、将来の発展を期待し得る本会正会員および学生会員による学術集会での一般演題のうち、とくに優れたものに対し1回に限り授与する。

- 2 優秀発表賞の受賞対象者は前項に規定するもののほか、応募申請年の4月1日において37歳の誕生日に達しない者とする。ただし、発表者の所属研究団体は問わないものとする。
- 3 優秀発表賞の授賞は学術集会毎に、各所属研究団体の発表領域毎に応募10件あたり1件以内とし、日本獣医学会理事長及び所属研究団体会長の連名による賞状と副賞を贈る。

4 優秀発表賞の選考は所属研究団体毎に別に定める選考委員会において行い、日本獣医学会理事会の議を経て決定する。

5 副賞及び授与の方法は別に定める。

(Good Reviewer賞)

第50条 会誌に投稿された論文原稿の査読を数多く行った者に対し、その貢献を称えGood Reviewer賞を授与する。

2 選考及び授与の方法は別に定める。

(他機関依頼の賞)

第51条 第25条第1項10号に掲げた他機関推薦依頼の賞（日本農学賞、猿橋賞、中央畜産会畜産大賞、日本農業研究所賞、日本農学進歩賞、森永奉仕会賞、伊藤記念財団賞等）の受賞候補者の選考委員会及び選考方法は、別に定める。